

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	11-01-01	戦略プラン	<input checked="" type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	地域環境整備対策（荒川ルール）	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原			
		担当者名	塚野	内線	2816			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-04-01	地域環境整備対策費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	18年度	根拠	通称「荒川ルール条例」				
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	令和3年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	区内で延べ面積3,000㎡以上（かつ高さ10m超）のマンションが建設される場合において、その建設計画を早期に地域関係者に周知するとともに、地域関係者と事業者とが協議を行うための必要な手続きを定めることにより、地域における生活環境の保全と建築紛争を未然に防止しようとするものである。							
対象者等	延べ面積3,000㎡以上（かつ高さ10m超）のマンション建築主							
内容	<p>○『荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例』（荒川ルール条例）を平成18年12月15日に制定し、実施している。</p> <p>○一定規模以上のマンション計画の初期段階において開発事業者側の構想が周辺住民に伝わるミニアクセス的な住民参加型まちづくりの仕組みとして、地域住民と事業者とが協議を行うために必要な手続きを定めている。</p> <p>○条例手続きの流れは以下のとおり</p> <p>①事業者が区へ計画書を提出→②事業者による地域住民への計画説明会の実施→③地域住民による地域関係者会の設立→④地域関係者会から区へ「意見書」の提出→⑤「意見書」を踏まえ、区と事業者で協議→⑥事業者が区へ「回答書」を提出→⑦区は地域関係者会に協議結果の報告と「回答書」の送付→⑧地域関係者会と事業者との協議の継続→⑨回答書の内容等で合意した事項について「協定書」の締結→⑩区は地域関係者会と事業者に終了通知の送付</p>							
経過	<p>○平成10年、荒川区荒川1丁目39番に31階建て超高層マンションの建設が計画され、周辺住民は「高さ制限条例の制定」を求める直接請求を平成11年3月に区議会に提出した。直接請求は否決されたが、この問題を契機として、区は、『荒川区マンション建設に伴う地域環境の配慮に関する要綱』（荒川ルール要綱）を平成11年11月1日に制定した。</p> <p>○上記要綱の対象を拡大し、内容を充実させるため、区は、平成18年12月15日、『荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例』を制定、同日施行した。</p> <p>○平成19年5月31日、荒川ルール要綱を廃止した。</p>							
必要性	一定規模以上のマンション建設における紛争を未然に防止するとともに、良質なマンションの供給及び地域環境の保全と向上のため、その必要性は大きい。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	建築紛争未然予防割合（%）	100	100	100	100	100	紛争未然予防件数/届出件数
	②	協定締結率（%）	100	100	100	100	100	協定締結件数/届出件数
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度		3年度						
継続	継続	一定規模以上のマンション建設にあたり、事業者と近隣住民との間で建築紛争を未然に防止する制度として極めて有用であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		426	425	424	291	424	297	255
決算額 (2年度は見込み)		218	208	208	104	151	83	255
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名 (2年度は見込み)								
届出件数		4	3	3	5	6	3	5
事業者による説明会回数		4	3	3	5	6	2	5
地域関係者会議の回数		30	22	25	19	21	11	25
アドバイザー派遣回数		3	3	3	1	2	1	4
予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬	アドバイザー報酬	142	報酬	アドバイザー報酬	81	報酬	アドバイザー報酬	224
旅費	アドバイザー旅費	3	旅費	アドバイザー旅費	1	旅費	アドバイザー旅費	12
需用費	連絡調整会議賄い	1	需用費	連絡調整会議賄い	1	需用費	連絡調整会議賄い	1
使用料等	会場使用料	6	使用料等	会場使用料	0	使用料等	会場使用料	18

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
行政費用	給与関係費	2,434	2,233	▲ 201	地方税	0	0	0
	物件費	9	2	▲ 7	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	135	255	120	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,578	▲ 2,490	88
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	2,578	2,490	▲ 88	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,578	▲ 2,490	88
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,578	▲ 2,490	88	

備考

元年度においては、物件費が会場使用料の実績減等に伴い減少した。

問題点・課題

○建物高さを下げることや敷地境界からのセットバックなどの計画変更を求める意見が多く寄せられるが、事業者が受け入れる可能性は少ない。

○既存建物の解体を伴う場合は、解体時の悪い印象がその後の建築工事にも大きく影響するため、解体着手前に地域住民への説明会開催を事業者に要請し、ほぼ実施している。

○マンション計画に伴って、これまで近隣住民が利用していた計画敷地に接する道路上のごみ集積場所の位置を変更する事例が散見され、町会を含めた地域の問題に発展する場合もある。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	解体工事が発生する届出物件については、説明会の実施を要請する。また、地元町会と連携し、町会加入を強く申し入れしていく。	解体工事が発生する届出物件は、すべて説明会を開催した。また、事業者には町会加入を強く申し入れし、地元町会との協議を実施した。	引き続き解体工事が発生する届出物件については、説明会の実施を要請する。また地元町会と連携し、町会加入を強く申し入れる。
②	計画によってごみ集積場の位置を変更する場合、地域として新たなごみ集積場所を検討するよう町会や地域関係者会に促していく。	計画によって地域として新たなごみ集積場所の検討が必要な場合には、町会や地域関係者会に促し、計画敷地から位置を変更した。	引き続き計画によって地域として新たなごみ集積場所の検討が必要な場合には、町会や地域関係者会に促していく。
③			

他区の実況

(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)

議会要旨

・平成16年2定 「荒川ルール」における区の立場について

・平成17年3定 「荒川ルール」における区の対応について

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	11-01-02	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	開発許可制度	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原			
		担当者名	近江	内線	2812			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 43 年度	根拠	都市計画法					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 年度	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	一定規模以上の土地での区画形質の変更（道路の新設及び廃止、1mを超える切土又は盛土等）に対し、公共施設（道路・公園等）の設置を義務づけることにより、無秩序な市街の形成を防止するとともに、安全で良好な宅地環境の整備を図る。							
対象者等	主として建築物の建築又は特定工作物の建設を行うために、500㎡以上の土地での区画形質の変更を行う事業者							
内容	<p>以下の技術基準に適合しているかどうか審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定建築物が用途地域等に適合していること ・ 接続先の道路、開発区域内の道路・公園等が基準に適合していること ・ 給排水施設が基準に適合していること ・ 申請者に必要な資力及び信用があること ・ 工事施行者に必要な能力があること ・ 開発区域及びその周辺の所有者等から相当の同意を得ていること <p>※住環境条例、指導要綱等の内容を併せて指導</p>							
経過	<p>昭和43年6月15日 都市計画法公布 平成12年4月1日 地方分権に伴い、都の事務処理特例条例により委任となる 平成18年5月31日 都市計画法改正により、開発許可が不要とされていた国及び都道府県等が行う開発行為についても、開発行為の協議は必要となる 令和2年4月1日 東京都は、開発許可の審査基準の改定を行った。主な内容は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①区域内の道路における無電柱化の技術的指針を都のホームページで公表 ②「質の変更」に係る許可対象面積の下限を3,000㎡以上から500㎡以上とする ③開発区域の一体性の判断基準において、土地の所有者の同一性に係る規定を廃止し、事業者の関連性に基づいて判断する規定を設ける等 							
必要性	都市計画法に基づく事務のため、必要不可欠である。							
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	許可までの日数(審査期間)(日)	4	13	13	14	10	審査期間の平均日数(標準処理期間65日)
	②	審査請求件数	0	0	0	0	0	審査請求を受けないよう、厳正な審査を行う
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度	3年度							
継続	継続	法律に基づく事務であり、秩序あるまちづくりを進めていくため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		-	-	-	-	-	-	-
決算額 (2年度は見込み)		-	-	-	-	-	-	-
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名 (2年度は見込み)								
許可件数 (基準：許可日、変更含む)		1	4	3	2	3	0	2
開発登録簿写しの交付 (部数)		46	69	79	67	46	46	60

予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額
	給与関係費	5,392	4,202	▲ 1,190	地方税		
	物件費				国庫支出金		
	維持補修費				都支出金		
	扶助費				分担金及び負担金		
	補助費等				使用料及び手数料		
	減価償却費				その他		
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計 (a)	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	318	498	180	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 5,710	▲ 4,700
	その他行政費用				金融収支差額 (d)		
	行政費用合計 (b)	5,710	4,700	▲ 1,010	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 5,710	▲ 4,700
	特別費用 (g)				特別収入 (f)		
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 5,710	▲ 4,700

備考 主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。

問題点・課題 ○都の審査基準が改定されたことから、区の審査基準の改定について検討を行う必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	社会状況等に則した適切な指導を行う。	社会状況等に則した適切な指導を行った。	都の審査基準が改定されたことから、これを踏まえて、区の審査基準の改定について検討を行う。
②			
③			

他区の実況 (要旨)	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会質問状況	

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	11-01-03	戦略プラン	<input checked="" type="radio"/> 協働 <input type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事					
事務事業名	都市計画審議会運営	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原			
		担当者名	塚野	内線	2816			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-01-01	都市計画審議会費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 47 年度	根拠	都市計画法					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	都市計画法による権限に属する事項と、区長が諮問する都市計画に関する事項について、調査・審議を行なう。また、関係行政機関に対し、必要に応じて都市計画に関する事項の建議を行なう。							
対象者等	荒川区全域							
内容	○審議内容 東京都決定、区決定の都市計画等について調査、審議、答申または建議する。 ○構成員 学識経験者6人、区議会議員5人、関係行政機関の職員3人（東京都、警察、消防）、区民5人 計19人							
経過	●平成30年度都市計画審議会の開催 第1回 ①日暮里中央通り沿道地区地区計画、都市計画公園の変更（事前説明） 第2回 ①日暮里中央通り沿道地区地区計画 [審議・答申] ②都市計画公園の変更 [審議・答申] ③都市計画駐車場の変更 [審議・答申] ●令和元年度都市計画審議会の開催 第1回 ①都市計画公園（尾久公園）の変更 [審議・答申] 第2回 ①尾久中央地区地区計画（変更）について（事前説明）②西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業について（事前説明）③都市計画道路「補助92号線、補助188号線」について（事前説明） 第3回 ①尾久中央地区地区計画（変更）について [審議・答申] 第4回 ①都市計画道路「補助92号線」 [諮問・答申]、「補助188号線」 [審議・答申]							
必要性	区の都市計画決定等に際し法的に必要である。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	① 審議会開催件数		1	2	4	3	-	必要に応じて開催
	② 案件審議件数		1	3	6	4	-	必要に応じて開催
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度		3年度						
継続		継続						
都市計画の決定に当り、区民や専門家等の意見を反映していくため、継続して実施する。								

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		1,013	837	838	845	838	969	843
決算額（2年度は見込み）		727	251	221	219	399	838	843
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名（2年度は見込み）								
開催回数（回）		3	1	1	1	2	4	3
委員平均参加率（％）		95	85	95	90	90	88	100
予算・決算の内訳								
平成30年度（決算）			令和元年度（決算）			令和2年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	審議会委員報酬	338	報酬	審議会委員報酬	715	報酬	審議会委員報酬	692
旅費	審議会委員旅費	4	旅費	審議会委員旅費	10	旅費	審議会委員旅費	34
需用費	審議会賄い	8	需用費	審議会賄い	17	需用費	審議会賄い	13
役務費	議事録作成料	48	役務費	議事録作成料	96	役務費	議事録作成料	80
使用料等	会場使用料	0	使用料等	会場使用料	0	使用料等	会場使用料	24

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		30年度	元年度	差額	行政収入	勘定科目		30年度	元年度	差額
	給与関係費		3,034	3,246	212		地方税		0	0	0
物件費		60	122	62	国庫支出金		0	0	0		
維持補修費		0	0	0	都支出金		0	0	0		
扶助費		0	0	0	分担金及び負担金		0	0	0		
補助費等		0	0	0	使用料及び手数料		0	0	0		
減価償却費		0	0	0	その他		0	0	0		
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)		0	0	0		
賞与・退職給与引当金繰入額		159	300	141	行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲ 3,253	▲ 3,668	▲ 415		
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0		
行政費用合計(b)		3,253	3,668	415	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 3,253	▲ 3,668	▲ 415		
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 3,253	▲ 3,668	▲ 415		

備考

元年度においては、物件費が審議会の開催実績増に伴い増加した。

問題点・課題

○都市計画審議会は、都市計画案件により必要に応じて開催しているが、案件はその年度により増減があるため、案件数が多い場合は、いかに効率よく有効に開催していくかが課題である。
○都市計画審議会の案件には、専門的な用語や事例が多いため、審議会の円滑な進行に向けて区民委員への事前の説明・周知が有効である。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	審議会会長等との事前の相談・協議を徹底し、審議会の充実を図る。	審議会会長及び会長職務代理との事前相談・協議を実施し、審議会の適切な運営を行った。	引き続き審議会会長等との事前の相談・協議を徹底し、審議会の充実を図る。
②	今後も案件内容により、区民委員の事前の勉強会を実施して、審議の充実を図ると共に、分かりやすい資料作りに努めていく。	案件内容により、区民委員の事前の勉強会を実施し、審議の充実を図った。	引き続き案件内容により、区民委員の事前の勉強会を実施して、審議の充実を図ると共に、分かりやすい資料作りに努めていく。
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議会議況(要旨)			

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	11-01-04	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	都市復興計画	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原			
		担当者名	宇野	内線	2812			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 13 年度	根拠	荒川区震災等による被災市街地復興条例					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等						
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内	<input checked="" type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	大規模な震災、火災その他の災害により甚大な被害を受けた市街地に対し、その緊急かつ健全な復興を図るために必要な事項を定めることにより、市街地の復興を円滑に推進し、もって災害に強い良好な市街地の形成に資する。							
対象者等	大規模な震災などにより甚大な被害を受けた地区							
内容	<p>（都市復興マニュアル）</p> <p>【第1段階】都市復興初動体制の確立（発災～1週間）⇒【第2段階】都市復興基本方針等の策定（1週間～1ヶ月）⇒【第3段階】都市復興基本計画等の策定（1ヶ月～6ヶ月）⇒【第4段階】都市復興事業計画等の策定（6ヶ月～1年）⇒【第5段階】都市復興事業の推進（1年以降）</p> <p>○復興担当職員がいざというときにとるべき行動手順や計画立案の指針について検証、検討を進める</p> <p>○東京都が開催する都市復興模擬訓練への参加</p> <p>○被災建築物応急危険度判定員（事務局：建築指導課）や被災宅地危険度判定士の養成</p> <p>※被災宅地危険度判定士 72名（令和元年度末）</p>							
経過	<p>平成9年度（東京都）都市復興マニュアル・生活復興マニュアル策定</p> <p>平成10年度（東京都）都市復興マニュアルに基づく模擬訓練実施 ※以後毎年実施</p> <p>平成12年度（東京都）震災対策条例公布</p> <p>平成13年度（東京都）震災復興グランドデザイン策定</p> <p>東京都被災宅地危険度判定地域連絡協議会発足 講習会の実施 ※以後毎年実施</p> <p>平成13年10月 荒川区震災等による被災市街地復興条例制定</p> <p>平成14年度（東京都）震災復興マニュアル策定 ※都市復興と生活復興を統合し再編（H28.3修正）</p> <p>平成15年9月 荒川区都市復興マニュアル策定（H27.4 一部改正）</p> <p>平成20年度（東京都）区市町村震災復興標準マニュアル作成</p> <p>平成25年6月 大規模災害からの復興に関する法律公布</p> <p>平成30年度 都市復興訓練（都主催）を荒川区にて開催</p>							
必要性	迅速かつ円滑に都市の復興を進めるには、いざというときにとるべき行動や施策をあらかじめ検討し、多くの職員が理解しておくことが有効である。また、復興計画の策定に向けた手順等を平時から訓練し、有事に備えることが必要である。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	都市復興マニュアルの見直し(%)	70	70	70	70	100	検討:50%、時点修正:70%、改訂:100%
	②	都市復興模擬訓練への参加者数(人)	1	5	2	2	2	参加人数 ※H30は荒川区が会場のため
③	被災宅地危険度判定士の登録者数(人)	64	64	72	72	75	登録者数	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度		3年度						
継続	継続	災害時における復興計画に迅速に対応するためにも継続実施が必要である。						

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		-	-	-	-	-	-	-
決算額 (2年度は見込み)		-	-	-	-	-	-	-
実績の推移	事項名 (2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	復興模擬訓練の開催回数 (都)	1	1	1	1	1	1	1
	被災宅地判定士講習会の開催回数 (都)	1	1	1	1	1	1	1
予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額
	給与関係費	4,476	2,101	▲ 2,375	地方税		
	物件費				国庫支出金		
	維持補修費				都支出金		
	扶助費				分担金及び負担金		
	補助費等				使用料及び手数料		
	減価償却費				その他		
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計 (a)	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	264	249	▲ 15	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 4,740	▲ 2,350
	その他行政費用				金融収支差額 (d)		
	行政費用合計 (b)	4,740	2,350	▲ 2,390	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 4,740	▲ 2,350
	特別費用 (g)				特別収入 (f)		
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 4,740	▲ 2,350

備考

主に給与関係費が行政費用の多くを占めており、30年度は訓練会場区であったため、費用の増加があった。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。

問題点・課題

○都市復興マニュアルを実効性のあるものにしていくために、内容の検証や事前準備、マニュアルに即した区職員による復興研修の実施が必要である。
○東京都が開催する都市復興訓練の経験者を増やすとともに、被災者支援システムとの連携等も検討する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	都市復興訓練に引き続き参加すると共に職員向けの復興研修を行う。	国土交通省が開催した「復興まちづくり事前準備担当者会議」に参加し、国の方向性や他自治体の状況把握に努めた。	東京都が主催する復興訓練に引き続き参加する。
②			
③			

他区の実況	(実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区)
	都市復興マニュアル策定区 千代田区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区
議会議事録(要旨)	・平成13年2定 震災復興条例の制定について

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	11-01-05		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	土地利用現況調査		部課名	防災都市づくり部都市計画課		課長名	川原		
			担当者名	近江		内線	2812		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-06-01	土地利用現況調査費							
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和	<input type="radio"/> 平成	<input type="radio"/> 令和	61	年度	根拠	都市計画法		
終期設定	<input type="radio"/> 有	<input checked="" type="radio"/> 無		年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input checked="" type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市						
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備						
	施策	01	快適な市街地環境への誘導						
目的	<p>都市計画を適切に運用・遂行するため、土地利用状況のほか、建築物の用途、構造、面積等の調査を定期的に行い、まちの経年変化を把握する。</p> <p>また、随時、行われる都市計画の変更に合わせて、都市計画図等を閲覧できるシステムを更新することにより、都市計画情報を公開する。</p>								
対象者等	区内全域の土地・建築物								
内容	<p>○主な事項</p> <p>都市計画法に基づき、都が主体となって実施した都市計画に関する基礎調査の一部である土地利用現況調査結果を基に、区におけるデータ作成を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画基礎調査（都市計画法第6条）に関する事務：概ね5年毎（直近：平成30年度） 土地利用現況調査（都市計画基礎調査のための実地調査）：概ね5年毎（直近：平成28年度） <p>○付属事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地利用現況調査結果を基に、区内の土地利用の状況及び経年変化を資料としてまとめている。 都指定の地図データに用途地域等の都市計画や土地利用現況調査結果を組み込んだシステムを構築し、保守・管理している。 用途地域等を記載した都市計画図データの作成（毎年）及び印刷（都市計画変更時） まちづくり施策の基礎資料として使用する白図データの作成（毎年） 								
経過	<p>土地利用現況調査（昭和61年度以降5年毎）</p> <p>都市計画基礎調査（昭和63年度以降5年毎）</p> <p>荒川区都市計画情報システムの導入（平成13年度）</p> <p>都市計画図等閲覧システム[ホームページ用]の構築（平成19年度）</p> <p>荒川区地図情報システム[統合型GIS及び公開型GIS]の更新及び構築（平成29年度）</p> <p>荒川区地図情報システム[公開型GIS]運用開始（平成30年度）</p>								
必要性	都市計画法に基づく事務であり、都市計画情報を適正に管理することは、まちづくり施策の推進を図るために必要である。								
実施方法	<p>（<input checked="" type="radio"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>統合型GIS及び公開型GIS更新業務委託等：(株)パスコ(金額1,127,973円)</p> <p>都市計画図作成業務委託：(株)ウエスコ(金額1,155,000円)</p>								
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明		
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)	
	①	都市計画図アクセス状況(数) (荒川区ホームページ)		22,847	25,860	20,572	15,000	15,000	年単位(年度単位ではない)
	②	地図情報アクセス状況(数) (区外部サイト)			10,978	21,676	23,000	30,000	年単位(H31年1月~R1年12月末)
③									
事務事業の分類		分類についての説明・意見等							
2年度		3年度							
継続		継続		土地利用現況調査の定期的な実施により、まちの経年変化や各種まちづくり事業の進捗状況を把握することができ、新たなまちづくり施策立案の基礎資料として活用できる。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		1,264	1,446	1,505	12,207	2,588	3,266	3,003
決算額 (2年度は見込み)		1,264	1,439	1,418	8,520	1,367	2,283	3,003
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名 (2年度は見込み)								
荒川区都市計画図 (発行部数)		-	1,000	1,000	-	300	1000	1,000
荒川区白図 (発行部数)		-	-	-	-	-	-	-
予算・決算の内訳		平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)		令和2年度 (予算)	
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
需用費	都市計画図増刷	173	役務費	インターネット接続料	39	役務費	インターネット接続料	40
役務費	インターネット接続料	39	委託料	GISデータ更新作業他	2,244	委託料	GISデータ更新作業他	2,963
委託料	GISデータ更新作業他	1,156						

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
	給与関係費	6,053	4,202	▲ 1,851	地方税	0	0	0
	物件費	1,367	2,283	916	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	756	0	▲ 756
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	756	0	▲ 756
	賞与・退職給与引当金繰入額	357	498	141	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 7,021	▲ 6,983	38
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	7,777	6,983	▲ 794	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 7,021	▲ 6,983	38
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 7,021	▲ 6,983	38

備考

元年度においては、物件費が都市計画図作成業務委託料等の増に伴い増加した。また、都支出金は、都から委託を受けた東京都都市計画基礎調査の皆減に伴い減少した。

問題点・課題

都市計画情報システムに道路台帳平面図・指定道路図をあわせて搭載する「地図情報システム」の公衆配信の効果を検証し、必要に応じて改善を図る。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	地図情報システムの公衆配信の効果を検証し、必要に応じて改善を図る。	都市計画の変更に伴い、地図情報システムを更新した。	地図情報システムの表示項目について、必要に応じて改善を図る。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議決要旨	

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	11-01-06	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	荒川区市街地整備指導要綱	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原			
		担当者名	近江	内線	2812			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 52 年度	根拠	荒川区市街地整備指導要綱					
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和3 年度	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	一定規模以上の建築物の建設、周辺の市街地環境に影響を与える施設整備等に対して、荒川区のまちづくり施策との整合性を図るため必要な事項を定め、区内における市街地の秩序ある整備を促進するとともに、生活環境の向上及び公共公益施設等との調和を図る。							
対象者等	①都市計画法第29条に基づく開発行為、②延床面積1,000㎡以上の建築物、③6戸以上の共同住宅等及び長屋、④墓地又は納骨堂の設置、⑤ペット火葬施設等の設置、⑥移動火葬施設の使用							
内容	<p>○事業計画の段階で、以下の事項について指導・協議する。 近隣関係住民への説明、町会等との協議、景観への配慮、電波障害対策、計画規模に応じた道路及び緑地等・外壁の後退、生活環境対策（ごみ置場及びリサイクル物品保管場所の設置、防犯灯の設置）、事業計画に応じた駐車施設（来客、荷捌き、その他）及び駐輪施設の設置、防災対策（防火水槽設置、雨水対策）、バリアフリーへの配慮、地球環境への配慮、土壌汚染対策、埋蔵文化財保護</p> <p>○協議で合意に達した場合、合意事項に基づく協定を締結する。</p> <p>○工事完了時に現地に赴き、協定の履行確認を行うとともに、適正な維持管理を担保する。</p>							
経過	昭和52年11月制定（荒川区開発指導要綱） 昭和58年4月改正（名称：東京都荒川区市街地整備指導要綱） 平成9年9月現要綱制定 ※以後13回改正、最終改正平成30年3月 平成19年9月改正（集合住宅を条例化） 平成25年3月改正（戸建住宅等を条例化） 平成30年3月改正（小規模な共同住宅・寄宿舍・長屋を新たに対象）							
必要性	秩序ある民間開発事業を整備促進し、既成市街地における住環境の維持・向上を図るために、必要な事業である。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 1直営 <input type="radio"/> ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 指導内容が多岐の分野に渡るため、事業者は「事前申出書」提出前に関係各課と協議を行うこととし、提出後は当課を窓口とし指導を行っている。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	協定締結率（%）	100	88	88	100	100	協定締結/提出（適用除外除く）
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度		3年度						
推進	継続	区の街づくり方針に合わせた開発を誘導する事業であるため、継続して指導する。						

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		-	-	-	-	-	-	-
決算額 (2年度は見込み)		-	-	-	-	-	-	-
実績の推移	事項名 (2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	事前申出書提出(件)	5	7	7	14	89	83	86
	協定書締結(件)	3	5	6	3	8	0	5
	協定履行確認(件)	7	3	6	5	7	3	5

予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額
	給与関係費	6,309	4,202	▲ 2,107	地方税		
	物件費				国庫支出金		
	維持補修費				都支出金		
	扶助費				分担金及び負担金		
	補助費等				使用料及び手数料		
	減価償却費				その他		
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計(a)	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	372	498	126	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 6,681	▲ 4,700
	その他行政費用				金融収支差額(d)		
	行政費用合計(b)	6,681	4,700	▲ 1,981	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 6,681	▲ 4,700
	特別費用(g)				特別収入(f)		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 6,681	▲ 4,700

備考 主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。

問題点・課題 「墓地の設置」「ペットの火葬施設、埋葬施設又は納骨施設の設置」「移動火葬施設の使用」は、近隣トラブルに発展する可能性が高く、難しい指導となることが想定されるため、迅速な対応ができるよう、予め指導方針を定めておく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	新たに届出対象となった事業の完了届の提出を促し、協議事項の履行を確認する。	6戸以上の共同住宅及び長屋の完了届の提出を促し、協議事項の履行を確認した。	6戸以上の共同住宅及び長屋の完了届の提出率の向上を図り、協議事項の確認を行う。
②			
③			

他区の実況 (実施 13 区 未実施 9 区 不明 0 区)
未実施地区：9区 (新宿・目黒・世田谷・渋谷・中野・豊島・練馬・足立・江戸川)

議会議事録(要旨) 状況

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	11-01-07		戦略プラン	<input checked="" type="radio"/> 協働 <input type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事				
事務事業名	魅力ある都市景観づくり		部課名	防災都市づくり部都市計画課		課長名	川原	
			担当者名	塚野		内線	2816	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-08-01	魅力ある都市景観づくり事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 11 年度		根拠	景観法・都景観条例・区景観条例				
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和3 年度		法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	荒川区景観条例及び景観計画の着実な運用により、区の特徴を生かした景観まちづくりの推進を図る。							
対象者等	<input type="radio"/> 一定規模以上の建築物の新築、増築、改築等を行う建築主 <input type="radio"/> 宅地開発を行う事業主 等							
内容	<input type="radio"/> 荒川区景観条例、景観計画 景観法の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等のほか、区民と進める景観まちづくり等について必要な事項を定めるとともに、区民等、事業者及び区が協働して、「新しい息吹のなかにも、下町らしい雰囲気をつたわる風景をつくる」ことを目的としている。 <input type="radio"/> 荒川区景観審議会 審議内容 区長の附属機関として、良好な景観の形成に関する事項について、調査・審議を行う。 開催状況 30年度、元年度は未開催（直近では29年度に開催あり） 構成員 学識経験者3人、区議会議員5人、関係団体4人、区民5人 計16人 <input type="radio"/> 景観まちづくり推進委員会 公募区民で構成する委員会で、景観まちづくりの施策を広く区民等に普及・展開する。							
経過	平成16年6月 景観法の公布（17年6月全面施行） 平成20年度 区内の景観の状況や景観資源の把握をするための景観基礎調査を実施 平成21-22年度 景観法を踏まえた区の景観計画(案)、景観条例(案)を作成 平成23年度 区は、東京都の同意を得て、5月1日付けで「景観行政団体」となり、24年3月1日に景観計画と景観条例の施行をした 平成24年度 以後、条例に基づく事前協議制度、景観法に基づく届出制度を実施継続 その際、景観アドバイザー制度を活用し、事業者への適切な指導、誘導を実施継続 平成28-30年度 景観まちづくり塾（テーマ：防災と景観）の実施（計22回） 景観まちづくりシンポジウムの開催（計3回） 令和元年度 景観まちづくり塾（テーマ：まちと暮らしをデザインしよう）の実施（計5回） 景観まちづくりシンポジウムの開催（3月開催予定）←【中止】							
必要性	良好な景観の形成は、魅力ある街づくりを進めていく上でも、潤いのある豊かさを感じられる生活環境の創造に不可欠である。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 1直営 <input type="radio"/> ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 <input type="radio"/> ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	景観アドバイザーの指摘に対する対応率（%）	90	91	88	90	95	・対応率=対応案件数/事前協議件数
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度		3年度						
推進		推進						
生活環境の質の向上が求められている中、景観まちづくりを推進していく。								

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		3,238	10,325	3,186	3,458	3,497	3,118	3,038
決算額(2年度は見込み)		1,299	8,133	1,770	1,549	1,431	1,318	3,038
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名(2年度は見込み)								
事前協議件数		55	59	56	57	63	72	75
届出件数		53	66	56	44	54	51	55
景観アドバイザー相談協議回数		29	34	27	24	27	25	40
景観審議会開催回数		1	0	1	1	0	0	3
予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	アドバイザー報酬等	1,177	報酬	アドバイザー報酬等	1,218	報酬	アドバイザー報酬等	2,313
報償費	講師謝礼	124	報償費	講師謝礼	0	報償費	講師謝礼	130
旅費	アドバイザー旅費等	20	旅費	アドバイザー旅費等	22	旅費	アドバイザー旅費等	116
需用費	景観ニュース印刷製本等	57	需用費	景観ニュース印刷製本等	71	需用費	景観ニュース印刷製本等	296
役務費	議事録作成料等	4	役務費	議事録作成料等	2	役務費	議事録作成料等	108
使用料等	会場使用料	48	使用料等	会場使用料	5	使用料等	会場使用料	75

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
行政費用	給与関係費	11,962	11,342	▲ 620	地方税	0	0	0
	物件費	126	98	▲ 28	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	128	2	▲ 126	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	636	1,199	563	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 12,852	▲ 12,641	211
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	12,852	12,641	▲ 211	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 12,852	▲ 12,641	211
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 12,852	▲ 12,641	211	

備考 元年度においては、物件費が景観シンポジウム等の中止により会場使用料等の減等に伴い減少した。また、補助費等は、景観シンポジウム等の中止により講師謝礼の実績減等に伴い減少した。

問題点・課題 ○景観事前協議制度に基づく景観アドバイザーからの指摘については、協議を要する場合もあるが、大多数の事業者が協議の上、納得している状況から、今後も高い対応率を維持していく。
○魅力ある景観まちづくりを進めるためには、多くの地域住民に景観意識を啓発していくことが重要となるため、地域に根付いた景観まちづくり活動をいかに育成・支援していくかが課題である。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き「景観まちづくり塾」を実施して、景観に関する普及啓発から地域力向上の担い手の発掘・育成を更に進める。	「景観まちづくり塾」の一部のイベントは中止したが、グループごとの成果物等を作成するとともに、新たに2名の推進委員が加わった。	元年度に開催できなかったイベントの確実な開催に加え、「景観まちづくり塾」の開催、ニュースの発行、情報発信を推進する。
②			
③			
他区の実況	(実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区)		
況(要旨)	景観法に基づく景観行政団体として景観計画、景観条例の制定区：18区 (世田谷区、新宿区、江東区、足立区、杉並区、墨田区、港区、目黒区、品川区、江戸川区、板橋区、練馬区、台東区、渋谷区、大田区、文京区、北区、豊島区、千代田区)		
議(要旨)	・平成21年2定 地域の活性化に寄与する景観について ・平成23年4定 景観条例の制定について ・平成25年1定 景観に配慮をした公共サインについて		

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	11-01-08		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	スーパー堤防の整備促進		部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原		
			担当者名	井上	内線	2815		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和	<input type="radio"/> 平成	<input type="radio"/> 令和	60	年度	根拠	河川法	
終期設定	<input type="radio"/> 有	<input checked="" type="radio"/> 無			年度	法令等		
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input checked="" type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	03	災害に強い街づくりの推進					
目的	高潮対策事業により昭和50年に完成した現在の隅田川防潮堤（通称：カミソリ護岸）を、より安全性や親水性の高いスーパー堤防（特定地域高規格堤防）に作り変えることで、潤いのある水辺空間の創出を目指すものである。なお、事業主体は河川管理者の東京都建設局河川部である。							
対象者等	隅田川沿いの土地で建設事業等を行おうとする者 （区は、対象者に本事業の案内や協力要請を行っている）							
内容	スーパー堤防、緩傾斜型堤防及びテラスの整備 【参考：隅田川の延長23.5km 内荒川区の接岸延長 約8km】 都市計画マスタープランにおける「全体構想」の中で、隅田川沿岸整備により、「水辺を楽しめる空間の充実を図るとともに、治水対策などの防災機能の向上を図る」としている。 また、環境基本計画でも、隅田川の親水機能の整備促進施策として、本事業が位置付けられている。							
経過	<input type="radio"/> スーパー堤防整備事業（特定地域堤防機能高度化事業：昭和60年創設） 整備済距離（地域別） 白鬚地区（3地区） 1,377m 南千住地区（2地区） 360m 町屋地区（2地区） 237m 東尾久地区（1地区） 336m 西尾久地区（2地区） 452m 西尾久三丁目公園工区 140m 計2,902m（約36%） 事業中地区：南千住七丁目 完成時期未定 40m（約0.5%） <input type="radio"/> 緩傾斜型堤防整備事業（都市河川総合整備事業：昭和55年度創設） 整備済距離 白鬚地区（4地区） 960m（約12%） 事業中地区：三河島地区（水再生センター裏） 202m（約2%） <input type="radio"/> テラス整備 整備済距離： 計5,675m（約70%） 事業中地区：三河島地区（水再生センター裏） 計 202m（約2%）							
必要性	隅田川は都市内の貴重な自然環境であることから、安全でうるおいのある水辺を再生し、区民に広く開放するために必要な事業である。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	テラス整備率（%）	65	65	70	73	88	接岸延長に対するテラス整備延長
	②	土と緑の堤防整備率（%）	46	46	48	51	56	接岸延長に対するスーパー又は緩傾斜型堤防整備延長
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度		3年度						
継続	継続	親水性と治水性を兼ね備えた堤防の整備は、快適で安全な区民の暮らしに効果があるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		-	-	-	-	-	-	-
決算額 (2年度は見込み)		-	-	-	-	-	-	-
実績の推移	事項名 (2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)

行政コスト計算書	勘定科目		30年度	元年度	差額	勘定科目		30年度	元年度	差額
	行政費用	給与関係費		4,476	3,676	▲ 800	地方税			
物件費						国庫支出金				
維持補修費						都支出金				
扶助費						分担金及び負担金				
補助費等						使用料及び手数料				
減価償却費						その他				
不納欠損・貸倒引当金繰入額						行政収入合計(a)	0	0	0	
賞与・退職給与引当金繰入額			264	435	171	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,740	▲ 4,111	629	
その他行政費用						金融収支差額(d)				
行政費用合計(b)			4,740	4,111	▲ 629	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,740	▲ 4,111	629	
特別費用(g)					特別収入(f)					
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,740	▲ 4,111	629		

備考 主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。

問題点・課題
 ○法的拘束力のない開発事業者の同意に基づく事業であるため、計画的な事業執行は見込めない。
 ○敷地に余裕がない場合、現在の事業スキームでは実施困難であり、事業主体である東京都へ問題提起をしている。
 ○隅田川に接した区所有地について、スーパー堤防整備に向けて庁内調整する必要がある。(荒川遊園D地区区間：合意書締結、町屋公園区間：確認書締結)
 ○スーパー堤防化が困難な区間においては、テラス整備を先行して行うよう東京都に働きかけている。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	荒川遊園D地区区間の合意書締結に向けて、引き続き協議を行う。また、町屋公園区間のスケジュール調整等を行う。	荒川遊園D地区区間の合意書締結に向けて、堤防形状やスケジュール、財産の取扱い等の調整を行った。	荒川遊園D地区区間の合意書を締結し、堤防工事の着手に向けた協議を進める。
②	引き続き、スーパー堤防整備等について、新たな手法の検討も含めて都へ働きかける。	町屋公園区間のスケジュール調整及び課題の共有を行った。	町屋公園区間の課題整理及び内容の検討を行い、令和2年度末の確認書締結に向けた協議を進める。
③	堤防と区の公園が重複する部分の財産の取扱いについて、東京都と協議し、方針を定める。	河川と都市公園が重複する部分の財産の取扱いについて東京都と協議を行い、方針を定めて適正化を図った。	財産の取扱い方針に基づき、東京都と適宜協議の上、必要な手続等を行う。

他区の実況	(実施 12 区 未実施 10 区 不明 0 区)
	○東京都施行(隅田川) 港、江東、中央、墨田、台東、足立、北 ○国施行(荒川・江戸川・多摩川) 江東、江戸川、墨田、葛飾、足立、北、板橋、大田、世田谷

議会(要旨)状況
 ・平成19年2定 テラスの連続性確保の要望について
 ・平成20年4定 隅田川堤防の安全性とスーパー堤防整備について
 ・平成22年2定 汐入公園防災用の船着場の活用について
 ・平成22年4定 スーパー堤防の整備状況と今後の整備の見通しについて
 ・平成27年度2月会議 スーパー堤防化に時間を要する区間のテラス先行整備について

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	11-01-09	戦略プラン	<input checked="" type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	西日暮里三丁目まちづくり計画検討	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原			
		担当者名	宇野	内線	2812			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	17年度	根拠					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	「区部における都市計画道路の整備方針（H16.3）」で都市計画の見直し候補区間として示されていた西日暮里三丁目における補助92号線、補助188号線について廃止の方針が決定し（H27.12）、概ね2年程度を目安に都市計画決定手続きを行うこととなった。これに基づき都や隣接区と連携しながら変更決定内容について協議を進める。							
対象者等	西日暮里三丁目地域内に権利を有する者（面積13.5ha、居住者：約千世帯1,800人）							
内容	<input type="radio"/> 区部における都市計画道路の整備方針における区内の都市計画の見直し候補区間（廃止決定） 路線名 見直し候補区間 延長 計画幅員 補助92号線 環状4号線～補助184号線 約2,520m 20～22m 補助188号線 補助92号線～日暮里駅前付近 約460m 6～15m <input type="radio"/> 都市計画決定手続きが必要な事項 ・補助92号線の廃止（都決定）及び補助188号線の廃止（区決定） 令和2年度に都市計画道路の廃止に伴う沿道の現況測量委託（都市計画課事務費による）							
経過	平成15年度 日暮里・谷中地区道路ネットワーク検討調査委員会（東京都主催、荒川区、台東区） 平成16年3月 第三次事業化計画「区部における都市計画道路の整備方針」策定（東京都・特別区） 平成17年度 「見直し候補区間」の周知、まちづくりに関する検討を行うために住民意識を高揚（説明会、アンケート）、検討組織への参加の呼びかけ、準備会議の開催 平成18年4月 「西日暮里三丁目まちづくり協議会」発足 以降H21年度末までに、協議会39回開催、まちづくりニュース15回発行 平成22年3月 「西日暮里三丁目まちづくり計画」策定 平成27年12月 見直し候補区間の都市計画道路廃止の方針決定 令和元年8月 都市計画変更素案説明会 令和2年3月 区の都市計画審議会が補助188号線の廃止を答申							
必要性	都では概ね2年程度を目安に都市計画道路の廃止手続きを行う方針であったが、それに合わせた近隣区や地域住民との調整が進み、都市計画の手続きを開始することとなった。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 1直営 <input type="radio"/> ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	まちづくり計画策定進捗率（%）		100	100	100	100	策定済：100%
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度		3年度						
休止・完了		休止・完了		都市計画道路の廃止に向けた手続きを進めている。				

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		-	-	-	-	-	-	-
決算額 (2年度は見込み)		-	-	-	-	-	-	-
実績の推移	事項名 (2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		30年度	元年度	差額	勘定科目		30年度	元年度	差額
	行政費用	給与関係費		2,238	6,302	4,064	地方税			
物件費						国庫支出金				
維持補修費						都支出金				
扶助費						分担金及び負担金				
補助費等						使用料及び手数料				
減価償却費						その他				
不納欠損・貸倒引当金繰入額						行政収入合計(a)	0	0	0	0
賞与・退職給与引当金繰入額		132	746	614	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,370	▲ 7,048	▲ 4,678	▲ 4,678	
その他行政費用						金融収支差額(d)				
行政費用合計(b)		2,370	7,048	4,678	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,370	▲ 7,048	▲ 4,678	▲ 4,678	
特別費用(g)					特別収入(f)					
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,370	▲ 7,048	▲ 4,678	▲ 4,678		

備考

主に給与関係費が行政費用の多くを占めており、都市計画手続きに伴う事務量の増に伴い増加した。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。

問題点・課題

コロナウイルスの影響により東京都都市計画審議会の開催されず、廃止手続きが中断している。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	都及び3区で調整し廃止時期が概ね確定した。	当初は令和2年3月末を予定していたが、都及び3区で再調整をし、令和2年6月頃とした。	東京都都市計画審議会の開催後に3路線廃止予定。
②	東京都及び関係3区で8月末に説明会を行う。	8月末に変更素案説明会開催 30日第一日暮里小学校 113名 31日台東区立谷中小学校 107名	東京都都市計画審議会の開催後に変更決定告示をする。
③			

他区の実況

(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)

議会質問状(要旨)

・平成17年4定 補助92号線の見直しについて

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	11-01-10	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	都市計画マスタープランの推進	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原		
		担当者名	宇野	内線	2812		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）							
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 17年度	根拠	都市計画法第18条の2				
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和10年度	法令等	（市町村の都市計画に関する基本的な方針）				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市				
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備				
	施策	01	快適な市街地環境への誘導				
目的	平成21年3月に改定した都市計画マスタープランに掲げる目標を実現するため、長期的な視点で街づくりを推進する。						
対象者等	区民及び事業者をはじめ、区の各街づくり施策担当						
内容	<p>○都市計画マスタープランに掲げる分野別街づくり及び地域別街づくりの取組事項についてまとめた市街地整備プログラムに基づき、各種事業の進行管理を行い、事業の促進を図る。</p> <p>○都市計画マスタープランをもとに、新たな都市計画や街づくり事業の調整を行う。</p> <p>○用途地域は、令和4年度予定の東京都による一括変更に向けて、地形地物の変更による見直しのほか、都市計画マスタープランや地区計画、土地利用現況調査等を踏まえた見直しを行う。</p>						
経過	<p>平成8年度 当初の都市計画マスタープラン策定</p> <p>平成16年度 （都）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）策定</p> <p>平成17年度 基礎資料となる他の自治体の取り組み状況の調査等実施</p> <p>平成18年度 区の策定方針検討のための資料作成、委託業者選定プロポーザル実施</p> <p>平成19年度 策定業務委託、基礎調査及び中間素案まとめ作成</p> <p>平成20年度 策定業務委託、中間案のパブリックコメント、都市計画マスタープラン策定</p> <p>平成21年度 （都）都市づくりビジョン改定</p> <p>平成22年度 市街地整備プログラムの策定</p> <p>平成26年度 （都）都市計画区域マスタープラン改定</p> <p>平成29年度 （都）都市づくりのグランドデザイン策定</p> <p>令和2年度 用途地域等改訂に関する資料作成・支援業務委託（都市計画課事務費にて対応）</p>						
必要性	都市計画マスタープランに基づき、計画的かつ効率的な街づくりを推進する必要がある。						
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		29年度	30年度	元年度	2年度見込み	目標値(8年度)	
	① 市街地整備プログラム策定進捗率(%)	100	100	100	100	100	策定完了：100%
	②						
	③						
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度	3年度						
継続	推進	「幸福実感都市 あらかわ」の実現に向けて、街づくり事業全般の進行管理等を行う。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		-	-	-	-	-	-	-
決算額 (2年度は見込み)		-	-	-	-	-	-	-
実績の推移	事項名 (2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)

行政コスト計算書	勘定科目		30年度	元年度	差額	勘定科目		30年度	元年度	差額
	行政費用	給与関係費		4,476	4,202	▲ 274	地方税			
物件費						国庫支出金				
維持補修費						都支出金				
扶助費						分担金及び負担金				
補助費等						使用料及び手数料				
減価償却費						その他				
不納欠損・貸倒引当金繰入額						行政収入合計 (a)	0	0	0	0
賞与・退職給与引当金繰入額			264	498	234	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 4,740	▲ 4,700	40	40
その他行政費用						金融収支差額 (d)				
行政費用合計 (b)			4,740	4,700	▲ 40	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 4,740	▲ 4,700	40	40
特別費用 (g)					特別収入 (f)					
特別収支差額 (f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 4,740	▲ 4,700	40	40	

備考 主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。

問題点・課題 ○東京都では平成29年に都市づくりのグランドデザインを策定し、現在は都市計画区域マスタープランの改定を進めている。※都市計画区域マスタープラン改定時期 (令和3年3月予定)
あわせて「都市防災」「自然的環境」「都市復興」等の関連計画・方針についても策定中である。
○区のマスタープランは、都市計画区域区域マスタープランや関連計画・方針との整合性を図る必要があることから、改定内容を注視していく。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区域マスや各種関連計画・方針等が区のマスタープランとの整合性が保たれるよう必要に応じた働き掛けを行う。	令和2年度区域マス及び都市開発諸制度の改定において都市計画マスタープランと整合するよう調整を行った。	都市再開発の方針等の改定が予定されていることから、引き続き都との調整を図っていく。
②	市街地整備プログラムの改定に向け引き続き進行管理を行う。	市街地整備プログラムは改定せず、改定に向けた検討を行った。	東京都の区域マスタープラン改定に合わせ、市街地整備プログラムの改定を行う。
③			

他区の実況	(実施 19 区 未実施 2 区 不明 1 区)
改定時期	(H21) 中野、(H22) 北、(H23) 文京/江東/大田/葛飾、(H25) 品川/杉並、(H27) 世田谷/豊島/練馬、(H29) 港/足立、(H30) 新宿/板橋、(H31) 台東/墨田/江戸川、(R2) 渋谷

況 (要旨) 議 会 質 問 状
 ・平成22年3定 町屋地域全体のまちづくりについて、町屋駅周辺に下町の風情を生かしたまちづくりについて
 ・平成23年1定 荒川区の今後のまちづくりについて、南千住地域における今後のまちづくりについて
 ・平成23年4定 魅力ある尾久地域の整備について

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	11-01-11		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	防災都市づくり推進計画		部課名	防災都市づくり部都市計画課		課長名	川原	
			担当者名	宇野		内線	2812	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 9 年度		根拠					
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和12 年度		法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分		<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	03	災害に強い街づくりの推進					
目的	震災の予防、被害の拡大防止の観点から、東京都震災対策事業計画において、地震に強い都市づくりを推進するための対策として位置付けられた取組のうち、延焼遮断帯の整備のほか、緊急輸送道路の機能確保や避難場所等の確保に取り組むとともに、木造住宅密集地域における建築物の不燃化・耐震化など面的な整備を進める。							
対象者等	防災都市づくりのための施策を実施している地域							
内容	<p>○延焼遮断帯を構成する都市計画道路の整備、都市防災不燃化促進事業による沿道建築物の不燃化促進</p> <p>○特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業による沿道建物の耐震化促進</p> <p>○密集住宅市街地整備促進事業による主要生活道路や広場等の整備推進や建築物の不燃化・共同化の促進</p> <p>○木造（非木造）建物耐震化推進事業やブロック塀等改修助成事業による安全な避難路の確保促進</p> <p>○老朽空家住宅除却助成事業による安全な市街地形成の促進</p> <p>○地区計画や東京都建築安全条例に基づく防火規制の活用による安全で良好な市街地形成への誘導</p> <p>○防災都市づくり推進計画（H28.3東京都）で指定された整備地域、重点整備地域の事業推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備地域：地域危険度が高く、かつ、特に老朽化した木造建築物が集積するなど、震災時の大きな被害が想定される地域【荒川地域：約591ha 千駄木・向丘・谷中地域：約212ha】 ・重点整備地域：整備地域の中から、重点的に事業展開し早期に防災性の向上を図ることにより、波及効果が期待できる地域【町屋・尾久地区：約242.6ha、荒川二・四・七丁目地区：約48.5ha】 							
経過	<p>昭和58年度 都市防災不燃化促進事業開始</p> <p>昭和62年度 密集住宅市街地整備促進事業開始</p> <p>平成 7年度（東京都）防災都市づくり推進計画（基本計画）策定 →荒川地域（約583ha）が重点整備地域（現整備地域）に指定</p> <p>平成 8年度（東京都）防災都市づくり推進計画（整備計画）策定 →町屋・尾久地区（約267ha）が重点地区（現重点整備地域）に指定</p> <p>平成21年度（東京都）防災都市づくり推進計画改定 → 千駄木・向丘・谷中地域が整備地域に指定</p> <p>平成25年度 不燃化特区整備促進事業開始 → H32年度までの集中的な取組</p> <p>平成27年度（東京都）防災都市づくり推進計画改定 →荒川二・四・七丁目地区（約48.5ha）が重点整備地域に指定</p> <p>令和元年度 防災都市づくり推進計画「基本方針」改定 ※不燃化特区制度5年間延伸～R7年</p>							
必要性	震災時に区民の生命と財産を守るため、木造密集市街地の総合的な改善が必要である。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	① 不燃領域率（荒川二・四・七丁目）（%）	66.3	67.1	67.5	68.0	70		土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率
	② 不燃領域率（町屋・尾久）（%）	60.9	62.1	62.7	63.1	70		土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度	3年度							
継続	継続	密集地域はこの推進計画でも重点整備地域等に位置づけられており、都と連携して事業を進める必要がある。						

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		-	-	-	-	-	-	-
決算額 (2年度は見込み)		-	-	-	-	-	-	-
実績の推移	事項名 (2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		30年度	元年度	差額	勘定科目		30年度	元年度	差額
	行政費用	給与関係費	4,476	6,302	1,826	行政収入	地方税			
		物件費					国庫支出金			
		維持補修費					都支出金			
		扶助費					分担金及び負担金			
		補助費等					使用料及び手数料			
		減価償却費					その他			
		不納欠損・貸倒引当金繰入額					行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	264	746	482		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲4,740	▲7,048	▲2,308
		その他行政費用					金融収支差額(d)			
行政費用合計(b)		4,740	7,048	2,308	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲4,740	▲7,048	▲2,308	
特別費用(g)				特別収入(f)						
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲4,740	▲7,048	▲2,308			

備考

主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。

問題点・課題

○密集市街地内における一時集合場所につながる道路の防災性についての検討が必要である。
○西日暮里三丁目地区が含まれる、千駄木・向丘・谷中地域においても防災性向上に向けた取組みについて検討が必要である。
○木造密集地域の改善に資する地区計画の導入を進めていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	無電柱化推進計画の作成 尾久地域における地区計画策定及び区域拡大	無電柱化推進計画の策定 防災都市づくり推進計画「基本方針」の改定 不燃化特区制度が5年間延伸	防災都市づくり推進計画「整備プログラム」の改定
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議会(要旨)質問状	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年3定 町屋地区の防災性向上策について 令和 2年2月 防災街づくりについて (敷地面積の最低限度) 		

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	11-01-12	戦略プラン	<input checked="" type="checkbox"/> 協働	<input type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 財務	<input type="checkbox"/> 人事		
事務事業名	区民の手によるまちづくりの支援	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原			
		担当者名	宇野	内線	2812			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	02-01-01	区民の手によるまちづくり支援事業費						
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業（ <input type="checkbox"/> 2年度 <input type="checkbox"/> 元年度）		<input type="checkbox"/> 建設事業		<input checked="" type="checkbox"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	18年度	根拠					
終期設定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input type="checkbox"/> 法令基準内 <input type="checkbox"/> 都基準内 <input checked="" type="checkbox"/> 区独自基準		計画区分	<input type="checkbox"/> 計画 <input checked="" type="checkbox"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	地域を愛し、人を思いやるあらかわの良さをよりどころに、自立した区民が、主体的にまちづくりに参加する仕組みづくりを検討する。							
対象者等	区民							
内容	<p>○区民が地区計画制度を活用し易くするための仕組みづくり 区民が主体となってまちづくりを考える場合の手法となる地区計画制度に興味を示してもらうため、地区計画策定の手引きを作成するとともに、初期の各種相談に即時に対応できる体制及び検討段階における支援体制を構築を目指す。</p> <p>○まちづくり施策に区民の意見を反映するための総合的な仕組みづくり 都市計画の提案制度や近年制定する自治体が増えつつあるまちづくり条例の創設等、荒川区らしい区民参加の仕組みを模索する。</p>							
経過	平成18年度	都市計画マスタープラン改定に向けた準備、業者選定の実施 西日暮里三丁目まちづくり協議会の設立 区政改革懇談会（まちづくり・環境分科会事務局）の実施 荒川区基本構想策定						
	平成21年度	西日暮里三丁目まちづくり協議会の活動を参考に「地区計画策定の手引」作成						
	平成23年度	荒川区景観計画策定、景観条例制定 →景観まちづくり活動を行う区民組織の育成、認定、技術的支援の制度を創設						
	平成28年度	区民主体のまちづくり活動である日暮里中央通りまちづくり協議会の設立						
	平成29年度	日暮里中央通りのまちづくり支援のために区が地権者の意向調査を実施						
	平成30年度	三の輪銀座商店街振興組合からまちづくりルール導入についての相談（継続中）						
	平成31年度	日暮里中央通り沿道地区地区計画決定（4/1）						
必要性	基本構想の基本理念や都市計画マスタープランに掲げる区民の主体的なまちづくりへの参画を推進するため、区民の手によるまちづくりの支援制度の整備が必要である。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input checked="" type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 臨時職員）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値（8年度）
	①	まちづくりに関する活動組織数	9	10	10	11	11	組織の数
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度	3年度							
推進	継続	時代の要請である住民主体のまちづくりに対し、支援を継続していく。						

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		-	-	-	-	4,696	-	-
決算額(2年度は見込み)		-	-	-	-	4,536	-	-
実績の推移	事項名(2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
委託料	日暮里中央通り沿道地区地区計画策定支援業務委託	4,536						

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額
	給与関係費	6,713	2,101	▲ 4,612	地方税	0	0
	物件費	4,536		▲ 4,536	国庫支出金	0	0
	維持補修費	0		0	都支出金	1,734	▲ 1,734
	扶助費	0		0	分担金及び負担金	0	0
	補助費等	0		0	使用料及び手数料	0	0
	減価償却費	0		0	その他	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0		0	行政収入合計(a)	1,734	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	396	249	▲ 147	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 9,911	▲ 2,350
	その他行政費用	0		0	金融収支差額(d)	0	0
	行政費用合計(b)	11,645	2,350	▲ 9,295	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 9,911	▲ 2,350
	特別費用(g)	0		0	特別収入(f)	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 9,911	▲ 2,350

備考

元年度においては、物件費が日暮里中央通り沿道地区地区計画策定支援業務委託の皆減に伴い減少した。また、都支出金は、地区計画策定事業の皆減に伴い減少した。

問題点・課題

○区民がまちづくり活動をより身近なものと感じられるよう、様々なまちづくり活動の情報を入手できる機会や、活動に参加できる機会を増やす必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	土地・建物所有者の調査、まちづくりルールアンケートの実施	権利者調査、アンケートの実施 東京都都市づくり公社による支援方法の紹介	都市づくり公社による支援を受けてはいるが、必要に応じて適宜サポートをする。
②	「景観まちづくり塾」を実施して、地域力向上の担い手の発掘・育成を更に進める。	景観街づくり塾の開催 ※第2回台風により中止 景観まちづくりシンポジウム2020を開催予定(3/14)	引き続き「景観まちづくり塾」を実施する。
③			

他区の実況	(実施 13 区 未実施 9 区 不明 0 区)			
		まちづくり条例制定区：中央区、港区、墨田区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、練馬区、足立区、葛飾区		

議会(要旨)質問状	内容
	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年2定 生活環境と地域コミュニティを守る荒川区まちづくり条例の制定について 平成20年1定 都市再生整備計画などを活用したまちづくりについて 平成20年3定 総合的なまちづくり条例制定について 平成28年度11月会議 住民が考えるまちづくりについて 平成30年度11月会議 商店街における街づくりルールの策定について

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	11-01-13		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例（住環境条例）		部課名	防災都市づくり部都市計画課		課長名	川原	
			担当者名	近江		内線	2812	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和	<input checked="" type="radio"/> 平成	<input type="radio"/> 令和	19年度	根拠	荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例及び施行規則		
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		令和3年度		法令等			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	住宅等の建築に係る住環境の整備について基本的なルールを定めることにより、住宅等の居住者にとって快適な居住環境を確保し、かつ、周辺地域における生活環境の維持向上を図るとともに、住宅等の居住者と周辺住民が良好な近隣関係を築き、豊かな地域社会の形成を図る。							
対象者等	①15戸以上の共同住宅及び寄宿舎の建築、②6区画以上の一戸建ての住宅及び長屋の建築、③土地350㎡以上の区画形質の変更（道路の新設等）を伴う一戸建ての住宅の建築、④敷地350㎡以上の長屋の建築							
内容	<p>○建築計画の段階で、以下の事項について指導 近隣関係住民への周知、電波障害対策、町会等の加入又は自治会設立、土地区画面積（敷地面積60㎡以上）、専有面積（25㎡以上、総戸数に応じて50㎡以上の住戸を附置）、駐車施設の設置（商業系用途地域：戸数の10%以上、左記以外：戸数の30%以上、停留空地：1台）、防災対策（防火水槽設置、中間階備蓄倉庫設置、雨水対策）、管理人室の設置、管理の基準、集会室の設置、計画規模に応じた道路等の整備及び壁面の後退、景観への配慮、土壌汚染調査、埋蔵文化財調査、バリアフリーへの配慮、地球環境への配慮、災害時における地域貢献 ※緑地・駐輪場・廃棄物の各条例の届出等は関係各課で対応</p> <p>○工事完了時に現地へ赴き、条例の履行確認を行うとともに、適正な管理への誘導 ※条例内容を遵守しない建築主に対し、勧告・公表が可能</p>							
経過	平成19年9月27日制定（要綱から集合住宅を条例化） 平成25年3月21日改正（要綱から戸建住宅等を条例化） 平成27年10月30日改正（子育て支援施設の設置等に関する事前協議拡充、家族向け住宅附置義務強化） ※家族向け住宅附置義務強化：従前30戸以上から対象⇒15戸以上から対象 ・平成30年3月29日規則改正（管理時における駐車施設の変更の協議の規定新設）							
必要性	既成市街地における民間開発事業の秩序化による住環境の維持・向上を図るため、必要な事業である。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 指導内容が多岐の分野に渡るため、建築主は「建築計画書」提出前に関係各課と協議を行うこととし、提出後は当課を窓口とし指導を行っている。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	計画時の条例適合率（%）	100	100	100	100	100	適合/届出
	②	完了時の条例適合率（%）	79	94	95	100	100	完了確認通知/完了届出
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度		3年度						
推進	推進		民間開発事業に伴う紛争を未然に防止し、良好な住環境の維持・向上に欠かせない事業であるため、推進する。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		—	—	—	—	—	—	—
決算額 (2年度は見込み)		—	—	—	—	—	—	—
実績の推移	事項名 (2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	建築計画書提出(件)	34	48	37	29	27	32	35
	工事完了確認通知書交付(件)	52	27	24	31	19	21	30
予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		30年度	元年度	差額	勘定科目		30年度	元年度	差額
	行政費用	給与関係費		5,392	5,252	▲ 140	地方税			
物件費						国庫支出金				
維持補修費						都支出金				
扶助費						分担金及び負担金				
補助費等						使用料及び手数料				
減価償却費						その他				
不納欠損・貸倒引当金繰入額						行政収入合計(a)	0	0	0	0
賞与・退職給与引当金繰入額			318	622	304	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,710	▲ 5,874	▲ 164	▲ 164
その他行政費用						金融収支差額(d)				
行政費用合計(b)			5,710	5,874	164	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 5,710	▲ 5,874	▲ 164	▲ 164
特別費用(g)					特別収入(f)					
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 5,710	▲ 5,874	▲ 164	▲ 164	

備考

主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。

問題点・課題

条例の規定には、努力義務を課すものがあり、内容が形骸化しないよう条例の主旨に鑑み、一定の基準をもって統一的に指導を行う必要がある。
本条例の改正においては、主に建設時の義務を付加してきたが、建設後の維持管理に関する規定についても改正を求める声があがっている。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	条例の適用対象の範囲及び適用条文の整理を行い改正に向けた検討を行う。	条例の適用対象の範囲及び適用条文の整理及び改正に向けた検討を行った。	引き続き、条例の適用対象の範囲及び適用条文の整理及び改正に向けた検討を行う。
②			
③			

他区の実況	(実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区)
	未実施地区：5区 (千代田・中央・品川・杉並・葛飾)
議会(要旨)質問状	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年1定 集合住宅条例 (その後に関する問題) について 平成26年1定 住環境条例 (ワンルームのみで構成される集合住宅の諸問題) について

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	11-01-14	戦略プラン	<input checked="" type="checkbox"/> 協働	<input type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 財務	<input type="checkbox"/> 人事	
事務事業名	災害時地域貢献建築物の認定制度	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原		
		担当者名	近江	内線	2812		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-05-02	災害時地域貢献建築物認定事業費					
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業（ <input type="checkbox"/> 2年度 <input type="checkbox"/> 元年度）		<input type="checkbox"/> 建設事業		<input checked="" type="checkbox"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	23 年度	根拠	災害時地域貢献建築物認定制度実施要綱			
終期設定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input type="checkbox"/> 法令基準内 <input type="checkbox"/> 都基準内 <input checked="" type="checkbox"/> 区独自基準		計画区分	<input type="checkbox"/> 計画 <input checked="" type="checkbox"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市				
	政策	11	防災・防犯のまちづくり				
	施策	01	災害時における体制の強化				
目的	水害時における近隣住民等の一時の避難先となる建築物を認定することにより、「自助」「共助」による震災対策を促進することによって、地域防災力の向上を図る。						
対象者等	次の全てに該当する建築物の所有者等 ・建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）を満たしている建築物 ・5階建て以上かつ延べ面積1,000㎡以上の建築物						
内容	<p>○「災害時地域貢献建築物」として認定を受けようとする建築物の所有者等の申請に基づき、申請内容が認定基準を満たしていると認めた場合、認定証交付、認定プレート掲示</p> <p>○「災害時地域貢献建築物」については、建築物名称・所在地等をホームページや防災地図を通じて、積極的に周知</p> <p>※認定基準</p> <ol style="list-style-type: none"> ①既存の町会への加入又は自治会の設立をしていること ②地域と連携して、防災対策の態勢を構築していること ③緊急時に近隣住民等が建物内に避難することについて、建築物の所有者等が合意していること ④緊急時における円滑な避難ができるように、建築物の出入口の円滑な開錠が可能であること 						
経過	平成23年8月1日制定 (災害時地域貢献建築物への資機材購入費助成金交付要綱 平成23年9月1日制定 区民生活部防災課)						
必要性	緊急時の一時避難先を確保することは、近隣住民に安心感を与えるとともに、地域における防災対策の促進につながり、ひいては地域防災力の向上を図ることができる。						
実施方法	(一部委託) (直営の場合 <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 臨時職員) 認定プレート作成委託						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		29年度	30年度	元年度	2年度見込み	目標値(8年度)	
	① 認定建築物の数(件)	13	12	13	15	31	認定建築物の数(累計)
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度	3年度						
推進	推進	大規模水害時における垂直方向の避難場所を確保することは、万一高台へ避難できない場合の有効な手段である。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		240	176	231	231	266	212	212
決算額（2年度は見込み）		26	19	22	22	23	65	212
実績の推移	事項名（2年度は見込み）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	認定件数（年度毎）	1	1	1	2	0	1	1
	認定辞退件数（年度毎）	0	0	0	0	1	0	0
予算・決算の内訳								
平成30年度（決算）			令和元年度（決算）			令和2年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	認定プレート作成	23	委託料	認定プレート作成	65	委託料	認定プレート作成	212

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
	給与関係費	3,815	3,151	▲ 664	地方税	0	0	0
	物件費	23	65	42	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	225	373	148	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,063	▲ 3,589	474
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	4,063	3,589	▲ 474	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,063	▲ 3,589	474
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,063	▲ 3,589	474

備考

元年度においては、物件費が認定プレート作成委託料の増に伴い増加した。

問題点・課題

マンション居住者同士のコミュニティが希薄である中、この認定制度をきっかけに、居住者同士はもとより、近隣住民との「共助」を促していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	既存のマンションに制度の説明を行い、認定の働きかけを行う。	既存のマンションを新たに認定することができた。	既存のマンション及び新築するマンションへ認定の働きかけを行う。
②		セレモニーホールの運用について事業者と協議した。	風水害対応方針の策定を踏まえ、災害時にご協力いただけるように改めて認定建築物に働きかけを行う。
③	多言語表記を考慮した新たなデザインの認定プレートを作成する。	水害時に避難できる建物であることが認識しやすく多言語表記を考慮したデザインのプレートを作成した。	

他区の実況	(実施 4 区 未実施 0 区 不明 18 区)
墨田区	「大規模な水害時における一時避難施設の利用に関する協定」、江東区「津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する安心協定」、足立区「水害時緊急避難建物」、葛飾区「水害時における民間集合住宅との一時避難協定」

況(要旨)	議会質問状
-------	-------

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	11-01-15	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	南千住地区住宅市街地総合整備事業の推進	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原			
		担当者名	井上	内線	2815			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 62 年度	根拠	都市計画法、都市再開発法、社会資本整備総合					
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和3 年度	法令等	交付金交付要綱（国）					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	04	市街地再開発事業等の推進					
目的	本事業は、大都市地域等の既成市街地等について、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成等を図りつつ職住近接型の良質な市街地住宅の供給を推進するため、住宅等の建設、公共施設の整備等を総合的に行うものである。							
対象者等	南千住地区住宅市街地総合整備事業 施行区域：約68.9ha（南千住三丁目、四丁目、八丁目の一部）							
内容	南千住地区住宅市街地総合整備事業の推進 ① 都市計画決定（南千住北部地区地区計画、道路、駐輪場）手続き ② 住市総事業の計画（整備計画、事業計画）策定手続き ③ 関連公共施設（補321、補322、補189）の整備 ④ W街区開発事業（商業施設等）の推進 ⑤ 住宅市街地整備推進協議会（国土交通省・都道府県・区市町村）の全国会議出席 ⑥ 国土交通省所管公共事業の再評価（H15、H20）手続き ⑦ その他（暫定利用部分（W街区事業用定期借地、東京メトロ代替地）の今後の取扱い）							
経過	平成6年3月 南千住地区特定住宅市街地総合整備促進事業 整備計画の大臣承認 平成8年4月 都市計画決定（都市計画道路・南千住北部地区再開発地区計画（E街区）） 平成14年3月 都市計画変更（南千住北部地区地区計画（W1街区）） 平成15年1月 補助322号線（東口交通広場合む）完成 平成15年3月 W街区における事業用借地権設定契約締結〔3月20日付〕（契約期間：20年間） 平成16年3月 補助321号線（第1期）概成（東京メトロ千住車両基地東側は未整備） 平成16年4月 W街区商業施設等開業 平成19年3月 事業期間の延伸、RF工区：都市機構・民間事業者住宅竣工（～国費導入は26年度まで） 平成20年5月 W1街区：民間事業者住宅竣工（住宅供給計画戸数の達成） 平成31年3月 補助321号線（第2期）事業認可期間の延伸（R4年度まで） 令和元年度 W2街区現況調査等業務委託実施、補助321号線（第2期）の一部区間の暫定整備							
必要性	事業区域内の道路ネットワークの充実のため、当該事業を引き続き行う必要がある。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営 <input type="radio"/> ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 道路整備、公園整備							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	住宅建設（戸）	2,755	2,755	2,755	2,755	2,755	センター工区：1,846戸 リバーフロント工区：809戸
	②	公共施設整備（m）	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	補助321号線、補助322号線、補助189号線
③	施行区域内居住人口（推計）（人）	7,552	7,565	7,616	7,587	7,587	住宅建設街区＋既成市街地	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度		3年度						
継続	継続	平成27年度に住宅供給戸数等が計画目標に達したものの、事業完了公告を行った場合、所有地の優先取得が困難となることから、当面、事業を継続する。						

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		-	-	-	-	-	-	-
決算額 (2年度は見込み)		-	-	-	-	-	-	-
実績の推移	事項名 (2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)

行政コスト計算書	勘定科目		30年度	元年度	差額	行政収入	勘定科目		30年度	元年度	差額
	行政費用	給与関係費	4,476	3,151	▲ 1,325		地方税				
	物件費				国庫支出金						
	維持補修費				都支出金						
	扶助費				分担金及び負担金						
	補助費等				使用料及び手数料						
	減価償却費				その他						
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計 (a)	0	0	0			
	賞与・退職給与引当金繰入額	264	373	109	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 4,740	▲ 3,524	1,216			
	その他行政費用				金融収支差額 (d)						
	行政費用合計 (b)	4,740	3,524	▲ 1,216	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 4,740	▲ 3,524	1,216			
	特別費用 (g)				特別収入 (f)						
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 4,740	▲ 3,524	1,216			

備考 主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。

問題点・課題 ○住宅供給及び区域内人口がほぼ目標に達したことから、残事業及び本計画の取扱いについて検討する必要がある。
○残事業である都市計画道路のうち補助189号線の整備の可能性を探るため、東京地下鉄(株)の状況を確認する必要がある。
○暫定利用部分であるW街区の一部は、現在の事業用定期借地権設定契約の期間満了まで3年を切ったことから、期間満了後の利用についてURと協議を進める必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	時期・費用・方法を含め、今後の道路整備の進め方について東京地下鉄(株)と協議の場を設ける。	「都市計画道路の在り方検討」において、残事業である都市計画道路の整備の必要性を確認した。	整備の必要性に基づき、東京地下鉄(株)と協議の場を設ける。
②	今後の協議に向けて、調査委託を実施し、W街区の現況把握及び将来像をつかむ。	W街区の現況調査等業務委託を実施し、現施設の利用状況等から必要性を把握するとともに、将来の街の姿の検討を行った。	調査結果をもとに、URや三井不動産(株)と、今後に向けた協議を開始する。
③			

他区の実況 (実施 10 区 未実施 12 区 不明 0 区)

議会要旨
 ・平成14年3定 W街区の開発と南千住地域の活性化について
 ・平成14年3定 W街区開発事業者の企画提案の確実な履行と今後の区の係わりについて
 ・平成14年4定 W街区の施設整備と賑わいの創出について
 ・平成22年1定 南千住の住み良い街づくりについて
 ・平成28年度9月会議 LaLaテラスの区有地貸付期間終了後の施設整備について

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	11-01-16	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事			
事務事業名	バリアフリー整備促進事業	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原				
		担当者名	高梨	内線	2814				
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-07-01	バリアフリー整備促進事業費							
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	13 年度	根拠	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）					
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	令和3 年度	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画					
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市						
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
	施策	11	バリアフリーの推進						
目的	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、交通結節点である公共交通機関と周辺の生活関連施設等をつなぐ線的なバリアフリー化、地域一体での連続的・面的なバリアフリー化を推進し、高齢者や障がい者など、誰もが安全・安心・快適に移動できる空間形成を重点的かつ一体的に推進するものである。								
対象者等	公共交通事業者、道路管理者、交通管理者、公園管理者、建築主及び路外駐車場管理者など								
内容	<p>○荒川区バリアフリー基本構想（平成21年度策定） これまでの交通バリアフリー法とハートビル法を一体化させたバリアフリー新法の施行に伴い、区全体のバリアフリー整備の指針となるバリアフリー基本構想を策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念、基本方針の設定 ・新たな重点整備地区の抽出 ・既存地区の基本構想の検証および見直しの実施 <p>≪重点整備地区（4地区）の基本構想策定≫</p> <p>○町屋・区役所周辺地区バリアフリー基本構想（平成22年度策定） ○日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区バリアフリー基本構想（平成23年度策定） ○南千住駅周辺地区バリアフリー基本構想（平成24年度策定） ○熊野前駅周辺地区バリアフリー基本構想（平成25年度策定）</p>								
経過	平成27年 3月 「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会」開催 平成27年12月 「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会」（住民検討委員会）開催 平成28年 2月 「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会」（特定事業検討委員会）開催 平成28年12月 「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会」（住民検討委員会）開催 平成29年 3月 「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会」開催 平成29年11月 「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会」（住民検討委員会）開催 平成30年 2月 「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会」（特定事業検討委員会）開催 平成30年12月 「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会」（住民検討委員会）開催 平成30年12月 「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会」（特定事業検討委員会）開催 平成31年 3月 「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会」開催 令和元年12月 「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会」（住民検討委員会）開催								
必要性	すべての人に利用しやすい施設等の整備を確実に推進させるため、必要性がある。								
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営 <input type="radio"/> ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 区民、学識経験者、関係事業者等からなる「推進協議会」を設置し、これまでに策定した各地区の特定事業計画の進捗管理を行う。								
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明		
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)	
	①	特定事業計画（道路）の着手率（%）		38	44	48	51	59	計画着手済項目／事業計画項目
	②	特定事業計画（公共施設）の着手率（%）		52	61	65	65	66	計画着手済項目／事業計画項目
③									
事務事業の分類			分類についての説明・意見等						
2年度		3年度							
重点的に推進		重点的に推進		高齢者、障がい者等の移動や施設利用の利便性を確保するための最優先の事業である。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		311	317	308	308	336	339	339
決算額（2年度は見込み）		95	57	163	106	167	76	339
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名（2年度は見込み）								
新法策定協議会開催回数（回）		—	—	—	—	—	—	—
推進協議会開催回数（回）		1	0	1	0	1	1	1
予算・決算の内訳		平成30年度（決算）		令和元年度（決算）		令和2年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	委員謝礼等	122	報償費	委員謝礼等	58	報償費	委員謝礼等	168
需用費	協議会賄い	9	需用費	協議会賄い・印刷代	3	需用費	協議会賄い・印刷代	58
委託料	同行援護委託	28	役務費	レクリエーション保険	1	役務費	レクリエーション保険	2
使用料等	会場使用料	7	委託料	同行援護委託	11	委託料	同行援護委託	82
			使用料等	会場使用料	3	使用料等	会場使用料	29

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
	給与関係費	13,427	15,756	2,329	地方税	0	0	0
	物件費	45	17	▲28	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	122	59	▲63	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	791	1,866	1,075	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲14,385	▲17,698	▲3,313
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	14,385	17,698	3,313	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲14,385	▲17,698	▲3,313
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲14,385	▲17,698	▲3,313

備考

元年度においては、物件費が協議会の中止等により同行援護委託の実績減等に伴い減少した。また、補助費等は、協議会の中止等により委員謝礼等の実績減に伴い減少した。

問題点・課題

- 地区別特定事業計画の整備内容の充実、改善
- 荒川区全体への展開
- 心のバリアフリー施策の推進
- 基本構想更新にむけた協議、調整、検討

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	特定事業計画の進捗管理及び計画内容の見直しを検討	特定事業計画の令和元年度時点の進捗管理及び次期計画の検討を進めた。	特定事業計画の進捗管理と評価を実施し、次期計画を策定する。
②	住民検討委員会の実施 まち歩き点検の実施	住民検討委員会及び町屋駅周辺のまち歩き点検を実施した。	基本構想推進協議会とともに、基本構想の更新を実施する。
③	基本構想更新に向けた検討	基本構想更新に向けた検討を実施した。	バリアフリーの推進に向けて、住民及び関係事業者等への働きかけを行う。

他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区）
※新法での策定は、港区、台東区、目黒区、大田区、豊島区、葛飾区、中野区、杉並区、品川区、文京区、足立区、渋谷区、旧交通バリアフリー法での策定は、千代田区、新宿区、墨田区、江東区、世田谷区、北区、板橋区、練馬区 未実施は、中央区、江戸川区	

議会（要旨）質問状	状況
・平成18年3定 日暮里駅バリアフリー化の実施状況について ・平成22年4定 バリアフリーのまちづくりについて ・平成27年度11月会議 「荒川区バリアフリー基本構想」の現状と今後の展開について ・平成28年度2月会議 日暮里駅北口のバリアフリー化について ・平成30年度6月会議 区内の主要な駅のバリアフリー化の促進について	

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	11-01-17		戦略プラン		<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	日暮里駅総合改善事業		部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原		
			担当者名	高梨	内線	2814		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）								
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和	<input checked="" type="radio"/> 平成	<input type="radio"/> 令和	14年度	根拠	鉄道駅総合改善事業費交付要綱（国交省）		
終期設定	<input type="radio"/> 有	<input checked="" type="radio"/> 無	年度		法令等			
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	03	交通環境の整備					
目的	日暮里駅の混雑緩和やバリアフリー化、乗り換え負担の軽減を図るため、鉄道施設等の建設およびその施設の貸付けや維持管理を行う。							
対象者等	○事業主体 日暮里駅整備株式会社(第3セクター)							
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○スカイライナー利用者の利便性・快適性の向上 ○朝夕ラッシュ時の混雑緩和 ○バリアフリー化の推進 ○乗換利便性の向上を図るため駅の改良 ○鉄道施設等の建設 ○鉄道施設等の貸付 ○鉄道施設等の維持管理 							
経過	<p>平成13年 5月 国土交通省「首都圏空港アクセス改善緊急対策」で「日暮里駅の総合改善」を発表</p> <p>8月 都市再生プロジェクト（第二次決定）において成田Bルート（成田スカイアクセス線）の早期整備が位置付けられる</p> <p>14年10月 日暮里駅整備株式会社設立（荒川区出資51%）</p> <p>18年 3月 計画上り線切替え</p> <p>19年 7月 京成線・JR連絡口統合化</p> <p>21年10月 日暮里駅計画下り線完成。新京成日暮里駅完成式典</p> <p>22年 3月 日暮里駅工事完了</p> <p>22年 7月 成田スカイアクセス線開業</p> <p>荒川区が成田スカイアクセス開業記念式典『NN36Festival in ARAKAWA』を開催</p>							
必要性	平成13年5月、国土交通省から「首都圏の空港アクセス改善緊急対策について」が提言され、課題として日暮里駅の総合的改善が示された。鉄道駅総合改善事業の実施にあたっては、区と京成電鉄が出資して設立した日暮里駅整備株式会社が事業主体となった。							
実施方法	<p>（<input checked="" type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>○事業主体（日暮里駅整備株）へ区は51%（510万円）出資している。</p> <p>○整備費の一部として、国20%、地方20%（都15%、区5%）の補助を行った。</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	一日あたりの乗降客数（人） （京成日暮里駅）	103,528	105,128	103,670	102,000	-	京成電鉄発表値
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
2年度		3年度						
継続		継続		日暮里駅整備株の適切な運営に関する調整を継続して実施する。				

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		-	-	-	-	-	-	-
決算額 (2年度は見込み)		-	-	-	-	-	-	-
実績の推移	事項名 (2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	株主総会開催回数 (回)	3	2	1	3	2	1	1
	取締役会開催回数 (回)	6	7	4	6	6	4	4
予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額			30年度	元年度	差額	
	給与関係費	8,951	8,403	▲ 548	地方税				
	物件費				国庫支出金				
	維持補修費				都支出金				
	扶助費				分担金及び負担金				
	補助費等				使用料及び手数料				
	減価償却費				その他				
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計 (a)	0	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	528	995	467	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 9,479	▲ 9,398	81	81
	その他行政費用				金融収支差額 (d)				
	行政費用合計 (b)	9,479	9,398	▲ 81	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 9,479	▲ 9,398	81	81
	特別費用 (g)				特別収入 (f)				
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 9,479	▲ 9,398	81	81

備考

主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。

問題点・課題

○日暮里駅整備(株)における施設の安定した貸付と維持管理が行えるよう運営に関する調整を京成電鉄(株)と行う。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	日暮里駅整備(株)の株主総会及び取締役会の実施	日暮里駅整備(株)の株主総会及び取締役会の実施	日暮里駅整備(株)株主総会及び取締役会の実施
②	日暮里駅整備(株)の施設を利用している京成電鉄と、案内サイン見直しに関する協議を行う	京成電鉄と案内サイン改善のための協議を行い、新しい案内サイン設置が完了した。	利用者の利便性向上に向けた取組の検討
③			

他区の実況	(実施 3 区 未実施 19 区 不明 0 区)
	京浜急行蒲田駅 (大田区)、西武新宿線下井草駅 (杉並区)、西武池袋線東長崎駅 (豊島区)
議会(要旨)質問状	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年4定 日暮里駅総合改善計画と京浜東北線日暮里駅停車について 平成16年4定 駅総合改善事業の騒音対策について 平成22年1定 成田新高速鉄道開業イベントの開催について

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	11-01-18		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	コミュニティバスの利用促進		部課名	防災都市づくり部都市計画課		課長名	川原
			担当者名	高梨		内線	2814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-11-01	コミュニティバス関連事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	17年度	根拠	道路運送法、道路交通法、道路法			
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	令和3年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画		<input type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市				
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備				
	施策	03	交通環境の整備				
目的	主要な交通経路が不足する地域の交通利便性を向上させ、高齢者や障がい者等の移動手段を確保する。						
対象者等	区民、区民以外のバス利用者						
内容	①運行 京成バス㈱による自主運行。区はバス停留所等の整備、車両購入費の一部補助 ②運行経路（南千01系統）南千住駅西口、町屋駅、荒川区役所、南千住駅西口を結ぶ左回り循環 約5.9km、30分程度、16停留所、47便/日、15～20分間隔、始発6:40～終発21:20 （南千02・02-1系統）南千住駅西口、町屋駅、南千住駅西口を結ぶ右回り循環 約6.0km、30分程度、15停留所、29便/日、30分間隔、始発6:50～終発20:55 （南千03系統）南千住駅東口、南千住駅西口を結ぶ往復運行 片道約3.7km、20分程度、12停留所、45便/日、20分間隔、始発6:40～終発21:20 （町屋04系統）新三河島駅、熊野前駅、尾竹橋、町屋駅を結ぶ循環運行 約6.3km、30分程度、20停留所、23便/日、40分間隔、始発6:40～終発21:20、平日のみ （町屋05・05-1系統）子ども家庭支援センター、尾竹橋、尾久橋を結ぶ往復運行 片道約3.0km、15分程度、23停留所、22便/日、20分間隔、始発6:54～終発20:54						
経過	平成16年12月 京成バス株式会社と「荒川区コミュニティバス運行に関する協定書」締結 平成17年4月20日 コミュニティバス「さくら」開業（南千01系統） 平成19年12月30日 町屋駅→グリーンハイム荒川の夕刻以降における運行開始（南千02系統） 平成20年10月31日 コミュニティバス「汐入さくら」運行開始（南千03系統） 平成24年2月 「荒川区地域公共交通会議」の設置 平成24年11月1日 コミュニティバス「町屋さくら」運行開始（町屋04系統） 平成26年11月1日 コミュニティバス「町屋さくら」一部区間往復運行開始（町屋05系統） 平成27年3月29日 コミュニティバス「さくら」双方向運行開始、「汐入さくら」中型車両運行開始 平成29年3月26日 コミュニティバス「さくら」土休日のゆいの森経由便運行開始（南千02-1系統） コミュニティバス「町屋さくら」土休日の循環便縮小、往復便拡大（町屋05-1系統）						
必要性	区民の地域交通及び環境交通として必要である。						
実施方法	（ <input type="radio"/> 1直営 <input type="radio"/> ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 事業者、交通管理者、道路管理者、学識経験者、区民代表、区職員で構成される「荒川区地域公共交通会議」を設置し、検討を進める。						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み	
	① 「さくら」乗車人数（一日あたり）（人）	1,605	1,619	1,483	1,470	1,900	
	② 「汐入さくら」乗車人数（一日あたり）（人）	1,295	1,376	1,311	1,280	1,500	
③ 「町屋さくら」乗車人数（一日あたり）（人）	585	615	599	600	1,200		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等				
2年度		3年度					
推進	推進		利用者への更なるサービス向上策等の検討を行い、より良いコミュニティバスを目指し、事業を推進していく。				

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		20,296	162	3,163	163	20,117	7,163	7,163
決算額(2年度は見込み)		15,059	0	2,527	0	0	36	7,163
実績の推移	事項名(2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	委員謝礼	0	報償費	委員謝礼	33	報償費	委員謝礼	103
需用費	会議用賄い等	0	需用費	会議用賄い等	3	需用費	会議用賄い等	31
使用料等	会場使用料	0	委託料	調査検討委託	0	委託料	調査検討委託	7,000
工事請負費	停留所環境整備	0	使用料等	会場使用料	0	使用料等	会場使用料	29

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額
	給与関係費	11,189	11,554	365	地方税		0
	物件費		3		国庫支出金		0
	維持補修費		0		都支出金		0
	扶助費		0		分担金及び負担金		0
	補助費等		33		使用料及び手数料		0
	減価償却費		0		その他		0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額		0		行政収入合計(a)	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	659	1,368	709	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 11,848	▲ 12,958
	その他行政費用		0		金融収支差額(d)		0
	行政費用合計(b)	11,848	12,958	1,074	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 11,848	▲ 12,958
	特別費用(g)		0		特別収入(f)		0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 11,848	▲ 12,958

備考 元年度においては、物件費が食糧費の実績増に伴い増加した。また、補助費等は、委員謝礼の実績増に伴い増加した。

- 問題点・課題
- 未導入地域への運行、既存路線の運行改善の検討
 - 更なるサービス向上に向けた検討
 - 既存路線の維持に関する協議、検討

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	利用促進、サービス向上のための検討 運行改善、未導入地域への運行の検討	運行改善及び未導入地域への運行の検討を実施した。	運行改善及び未導入地域への運行の検討
②		コミュニティバス停留所2か所に上屋を設置した。	利用促進、サービス向上のための検討
③			

他区の実況	(実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区)			
	実施済は、千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、大田区、世田谷区、渋谷区、杉並区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区 未実施は、品川区、中野区、江戸川区、豊島区、目黒区			
議会(要旨)質問状	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度2月会議 コミュニティバスについて ・平成28年度11月会議 コミュニティバスの日暮里地域への導入について ・平成29年度9月会議 コミュニティバス・都電について ・平成29年度2月会議 日暮里地区のコミュニティバスについて ・平成30年度予算特別委員会 コミュニティバスについて 			

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	11-01-19	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	擁壁等対策事業	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原			
		担当者名	宇野	内線	2812			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-16-01	擁壁等対策事業費						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input checked="" type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	30 年度	根拠	荒川区擁壁専門家派遣事業実施要綱				
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	令和3 年度	法令等	荒川区擁壁等対策工事助成金交付要綱				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	03	災害に強い街づくりの推進					
目的	大雨や地震等の自然災害に備えて、荒川区内の土砂災害特別警戒区域内等に存するがけ又は擁壁（以下「擁壁等」という。）を所有する区民等に対して、専門家派遣及び工事助成といった支援を行うことで、宅地及び建築物の安全性の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。							
対象者等	対象地に存する擁壁等の所有者（借地権者を含む） ただし、地方公共団体、鉄道事業者、不動産業者、建設業者を除く							
内容	<ul style="list-style-type: none"> ●専門家派遣 荒川区建築設計事務所協会との協定書により実施 申込者に対して区は擁壁専門家を派遣（申込者の費用負担はなし） 擁壁専門家は以下の業務を行う ①現地調査及び申込者ヒアリング ②対策内容の提案書の作成及び申込者への説明 ●対策工事助成 助成の対象は、①耐震診断の結果倒壊の恐れがあり、②一定範囲内に被災想定家屋があり、③安全上有効と思われる工事 助成の額は、補助対象工事費の1/2以内かつ上限1,000万円 							
経過	平成27～28年度 土砂災害防止法に基づく基礎調査【都】 平成29年7月13日 基礎調査結果公表 平成29年10月20日 住民説明会【都区共催】 平成30年1月30日 区域指定【都】 平成30年5月28日 荒川区擁壁専門家派遣事業実施要綱制定 6月20日～擁壁専門家派遣事業開始（都市計画課事務費で実施） 平成31年4月1日 擁壁等対策工事助成金交付要綱制定・擁壁等対策工事助成開始							
必要性	各地で大雨による土砂災害が続発する中で、本事業は、土砂災害のおそれのある区域に存する擁壁等の安全性を確保するために専門家の派遣や工事助成を行うものであり、災害に強いまちづくりを推進するために必要な支援策である。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託 <input checked="" type="radio"/> ） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 擁壁専門家派遣事業の流れ：申込み⇒専門家派遣⇒現地調査・ヒア⇒対策提案書作成・説明 対策工事助成の流れ：事前協議⇒内定申請・決定⇒工事契約・着手・完了⇒交付申請・決定⇒請求							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	擁壁専門家派遣(件)		1	3	3	10	実績の累計件数
	②	対策工事助成(件)			0	1	5	実績の累計件数
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度	3年度							
推進	継続	土砂災害防止法に基づく区域指定を受け、警戒避難体制整備のほか、区域内の擁壁等の安全性向上を引続き行う。						

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額							11,648	11,249
決算額(2年度は見込み)							1,106	11,249
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名(2年度は見込み)								
擁壁専門家派遣(件)						1	3	3
対策工事助成(件)						-	0	1
予算・決算の内訳		平成30年度(決算)			令和元年度(決算)		令和2年度(予算)	
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
			委託料	擁壁等改修専門家派遣業務委託	1,106	委託料	擁壁等改修専門家派遣業務委託	1,249
			負担金等	擁壁等改修工事助成金	0	負担金等	擁壁等対策工事助成金	10,000

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額
	給与関係費	0	4,202	4,202	地方税		0
	物件費		1,106		国庫支出金		552
	維持補修費		0		都支出金		0
	扶助費		0		分担金及び負担金		0
	補助費等		0		使用料及び手数料		0
	減価償却費		0		その他		0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額		0		行政収入合計(a)	0	552
	賞与・退職給与引当金繰入額	0	498	498	行政収支差額(a)-(b)=(c)	0	▲5,254
	その他行政費用		0		金融収支差額(d)		0
	行政費用合計(b)	0	5,806	4,700	通常収支差額(c)+(d)=(e)	0	▲5,254
	特別費用(g)		0		特別収入(f)		0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	0	▲5,254

備考

元年度においては、物件費が擁壁専門家派遣業務委託料の増に伴い増加した。また、国庫支出金は、擁壁専門家派遣実績の増に伴い増加した。

問題点・課題

○対象区域内の方に事業周知を図る必要がある。
○対策工事費が高額になることが想定されるため、事業開始後も、他区の状況を見ながら、事業が着実に進むような補助割合・上限額の検討が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	さらなる支援策として対策工事助成を開始する。	擁壁専門家派遣に加えて、対策工事助成を開始した。	個別相談内容や利用状況、他区の状況を見ながら、補助割合・上限額を検討する。
②	国費の拡充、都費の新設を要望していく。	区の負担軽減を図るため、国費の拡充、都費の新設の要望を行った。	引き続き、区の負担軽減策を検討する。
③	引き続き、定期的に対象者に対して個別に事業の説明を行う。	対象者を個別に訪問し、擁壁専門家派遣事業及び対策工事助成の説明を行った結果、3件の専門家派遣を実施した。	事業の未利用者に対して、改めて周知を行う。

他区の実況

(実施 11 区 未実施 11 区 不明 0 区)
●専門家派遣実施区一港、新宿、品川、世田谷、北、板橋
●工事助成実施区一千代田、港、新宿、文京、台東、品川、目黒、大田、世田谷、北、板橋

議会議決(要旨)